

# Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年7月15日現在

～2023年7月14日

2023年7月15日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

第1章～第13章（略）

別記

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約

(1) D S L回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	プラン1

備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限ります。

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	

備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限ります。

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

第1章～第13章（略）

別記

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約

(1) D S L回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	プラン1

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	

～2023年7月14日

2023年7月15日～

料金表  
通則

(V P Nサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目			内 容
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

1 ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
(略)	(略)
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限り、）を設置して提供するもの
(略)	(略)

2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（いずれも光アクセス回線に係るものに限り、）にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
(略)	(略)

料金表  
通則

(V P Nサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(3) V P Nサービスには、次の品目等があります。

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目			内 容
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

1 ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
(略)	(略)
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るもの（ <a href="#">光アクセス回線に係るものに限り、</a> ）に限り、）を設置して提供するもの
(略)	(略)

2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（光アクセス回線に係るものに限り、）にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
(略)	(略)

～2023年7月14日

2023年7月15日～

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(3) <u>定額通信料の適用除外</u>	<u>VP Nサービス（契約者回線等（レイヤー3に係るベストエフォートアクセス（フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に限ります。）及びベストエフォート（ライト）アクセス（フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に限ります。）に限ります。）に限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であつて、そのVP Nサービスの提供の開始、移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、回線契約者からその旨の申出があり、その回線契約の解除、VP Nサービスの移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る定額通信料は適用しません。</u>
(略)	(略)

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-7 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-7 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

～2023年7月14日

2023年7月15日～

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
<a href="#">DSL回線に係るもの</a>			<a href="#">12,500円</a> <a href="#">(13,750円)</a>
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
<a href="#">DSL回線に係るもの</a>			<a href="#">12,350円</a> <a href="#">(13,585円)</a>
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

2-1-1-8 ベストエフォート（ライト）アクセス（定額通信料）

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
<a href="#">DSL回線に係るもの</a>			<a href="#">11,100円</a> <a href="#">(12,210円)</a>
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

2-1-1-8 ベストエフォート（ライト）アクセス（定額通信料）

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料金額
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)	(略)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

～2023年7月14日

2023年7月15日～

品 目		料金額
<a href="#">DSL回線に係るもの</a>		10,950円 (12,045円)
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)

品 目		料金額
光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アクセス回線工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>(ア) V P Nサービス(通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力N C C利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。)に係る加入者回線の工事(イ)～(ウ) (略)</p>
(4)～(5) (略)	

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アクセス回線工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>(ア) V P Nサービス(通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力N C C利用に係るもの又はハウジング利用に係るものを除きます。)に係る加入者回線の工事(イ)～(ウ) (略)</p>
(4)～(5) (略)	

～2023年7月14日		2023年7月15日～	
(6) 配線経路調査工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（<a href="#">光アクセス回線に限りま</a>す。）に係るものに限りま</p> <p>す。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</p> <p>ア～カ （略）</p>	(6) 配線経路調査工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型に係るものに限りま</p> <p>す。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</p> <p>ア～カ （略）</p>
(7) 配線経路構築工事費	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（<a href="#">光アクセス回線に限りま</a>す。）に係るものに限りま</p> <p>す。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</p> <p>ア～カ （略）</p>	(7) 配線経路構築工事費	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型に係るものに限りま</p> <p>す。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</p> <p>ア～カ （略）</p>
(8)～(10) （略）		(8)～(10) （略）	
(11) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。）又は専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア～ケ （略）</p>	(11) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの又はハウジング利用に係るものを除きます。）又は専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア～ケ （略）</p>
(12)～(14) （略）	(略)	(12)～(14) （略）	(略)

～2023年7月14日	2023年7月15日～
	<p data-bbox="1144 268 1800 331"> <u>附 則 (令和 5 年 6 月 30 日 C N S 1 サ 000400001661-01号)</u>  <u>(実施期日)</u> </p> <p data-bbox="1144 344 1688 368"> <u>1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 15 日から実施します。</u> </p> <p data-bbox="1144 381 1256 405"> <u>(経過措置)</u> </p> <p data-bbox="1144 418 2000 555"> <u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているベストエフォートアクセス及びベストエフォート (ライト) アクセス (いずれも契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの (DSL回線に係るものに限ります。) に限ります。) に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u> </p> <p data-bbox="1144 568 2000 632"> <u>3 前項の場合において、回線契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができるものとします。</u> </p> <p data-bbox="1144 644 1890 668"> <u>ただし、次に掲げる事項については、変更の請求を行うことはできません。</u> </p> <p data-bbox="1144 681 2000 818"> <u>(1) 通信の区分がベストエフォートアクセス (契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの (DSL回線に係るものに限ります。) に限ります。) のもの又はベストエフォート (ライト) アクセス (契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの (DSL回線に係るものに限ります。) に限ります。) のものへの変更</u> </p> <p data-bbox="1144 831 2000 895"> <u>(2) DSL回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他DSL回線に係る利用内容の変更</u> </p> <p data-bbox="1144 908 2000 971"> <u>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> </p> <p data-bbox="1144 984 2000 1048"> <u>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u> </p>